

入札説明書

「マイMEーBYOカルテ」情報セキュリティ監査業務委託
(令和8年9月29日付け公告分)

神奈川県総務局総務室

この入札説明書は、本入札に係る公告及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 106 号）

このほか、入札に係る詳細な手続については「工事に使用する物件以外の物件の買入れ、印刷の請負、物件の借入れ及び業務委託に係る電子入札実施要領 ※」に定めるところによるものとする。

※電子入札実施要領URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bc2/cnt/f100567/>

1 調達内容

- (1) 業務名
「マイME－BYOカルテ」情報セキュリティ監査業務委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等
別添仕様書及び契約書（案）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
別添仕様書のとおり

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登載されている者で、「A」、「B」又は「C」の等級に区分されている者であること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 231-8588

所在地 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 4 階

機関名 神奈川県総務局総務室 経理・債権管理適正化グループ 担当：小川

電話番号 (045)210-1111（代表）内線 2132

ファックス番号 (045)210-8816

電子メール soumu-nyusatu@pref.kanagawa.lg.jp

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請期限までに、かながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請を行ってください。

なお、競争参加資格確認申請に際しては、2の(4)に掲げる入札参加資格を確認するための書類（「マイME－BYOカルテ」情報セキュリティ監査業務委託に係る前提条件等届出書（届出説明書）で指定する届出書）及び前提条件を満たすことが判断できる資料を、電子データでかながわ電子入札共同システムにより競争参加資格確認申請時のファイル添付機能又は3に記載のアドレス宛てに電子メールにより提出してください。

確認申請の結果については、所定の期限までに競争参加資格確認通知書により通知します。

5 入札参加資格がないとされた者の説明要求

入札参加資格がないと認められた理由の通知を受けた者は、通知が発行された日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。（以下「閉庁日を除く。」という。））に苦情申立書を3に記載する場所に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に回答します。

さらに、この回答に不服がある者は、回答書を受領した日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に再苦情申立書を3に記載する場所に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情の申立てについては、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

なお、説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

6 入札日程

(1) 競争参加資格確認申請期限

令和8年10月15日（木）午後3時

(2) 競争参加資格確認通知日

令和8年10月22日（木）

(3) 仕様書等に関する質問及び回答

質問期限 令和8年10月5日（月）午後8時

仕様書等に質問がある場合は「かながわ電子入札共同システム」により行ってください。回答については、「かながわ電子入札共同システム」により令和8年10月13日（火）から閲覧に供します。再質問は認められません。

(4) 入札書提出期間

令和8年10月23日（金）午前8時30分から同月27日（火）午前9時まで

(5) 開札予定日時

令和8年10月27日（火）午前9時30分

7 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、最低の価格をもって有効な入札を行ったものが複数ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

8 その他

- (1) 落札者が契約締結までに、2の(1)及び(3)で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

- (2) 入札保証金
免除します。

- (3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってははいけません。

また、公正に入札を執行できないと認められるとき又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止め、若しくはくじ引きにより入札参加者を決定することがあります。

- (4) 入札に関し要する費用

入札参加者及び契約の相手方が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者及び契約の相手方の負担とします。

- (5) 入札書の記載に関する事項

ア 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により提出してください。

イ 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額としてください。見積もりにあたっては、物価上昇や賃上げの状況を踏まえ積算することとしてください。落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

- (6) 入札の回数

入札の回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、2回まで入札を行うものとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

再度入札を行う際の日時は、次のとおりとします。

- ア 再度入札書提出期間

令和8年10月27日（火）午後1時から同月28日（水）午後1時まで

- イ 再度入札開札予定日時

令和8年10月28日（水）午後1時10分

- (7) 契約書の作成

ア 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者及び契約の相手方双方の記名押印による書面契約のいずれかにより契約を行うこととします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は、電磁的措置を執ったものの写しを各自保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。

電子契約を希望する場合は、落札決定後に、県会計局指導課のホームページ「電子契約の導入について」内の「3 事業者の皆さま向け (3) 電子契約の流れ」から、「[電子契約の利用に係る申請書](#)」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。なお、詳細に

については、契約時に3に記載する所属にご確認ください。

※ 会計局指導課 URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

ウ 契約条項

別添契約書（案）のとおり

エ 契約を締結する所属の名称及び所在地

3に記載のとおり

(8) 業者調査への協力

県では、契約に係る県の予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第20条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(9) 暴力団等排除に係る解除等

本入札を落札し契約する場合には、県が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき県の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。

(10) この入札についての問合せ先

神奈川県総務局総務室 経理・債権管理適正化グループ（神奈川県庁本庁舎4階）

(045)210-1111(代表) 内線 2132

くじ引きの方法について

電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋をご参照ください。

かながわ電子入札共同システム（マニュアル）抜粋

電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。
（くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします）
- ② くじ番号合計値 x に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数 y を加算した数値を抽選参加業者数 z で除算し、その 余り に 1 を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$ 当選数 $= n + 1$

（例） $x = 16$ $y = 250$ $z = 3$ の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$ 余り 2

当選数 $= 2 + 1 = 3$

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝落札者」とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は 1 名です。